

平成22年2月18日

各 位

会 社 名 ステラ・グループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 古川 善健
(コード番号8206 大証2部)
問合せ先 総務人事部長 津田 由行
Tel (03) 5425-2511

(訂正)「平成22年2月期 第3四半期決算短信」の一部訂正に関するお知らせ

当社は、平成22年1月12日に開示いたしました「平成22年2月期 第3四半期決算短信」に一部訂正がありましたのでお知らせいたします。なお、訂正箇所は下線を付しております。

記

【訂正箇所】

・定性的情報・財務諸表等

4. その他

(4) 継続企業の前提に関する重要事象等・・・5ページ

5. 【四半期連結財務諸表】

(4) 継続企業の前提に関する注記・・・・・・・・・・12ページ

(4) 継続企業の前提に関する重要事象等

(訂正前)

また、当社は、株式会社大阪証券取引所より同所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等」の規程に基づき、平成19年12月及び平成20年7月の過去2回、「改善報告書」を提出しております。従って、当社は平成19年12月4日から5年以内に、株式会社大阪証券取引所が3度目の「改善報告書」の提出を求めることが必要と認めたときは、株券上場廃止基準に該当することになります。

(訂正後)

また、当社は、株式会社大阪証券取引所へ過去2回の改善報告書を提出しております。有価証券上場規程平成21年12月30日改正付則第2項に基づき、「当該規則施行日(平成21年12月30日)から過去5年以内に改善報告書を1回提出している場合は公表措置を、改善報告書を2回提出している場合は公表措置及び警告措置を講じているものとみなします」に該当し、株式会社大阪証券取引所から平成19年12月4日に公表措置、平成20年7月2日警告措置を受けたとみな

されております。

従いまして、公表措置を受けたとみなされた日から起算して5年以内に「適時開示規則第2章(会社情報の適時開示等)」又は「企業行動規範に関する規則第2章(遵守すべき事項)」の規程に違反し、警告措置を受けた場合、株式会社大阪証券取引所の定める株券上場廃止基準に該当することになります。

(4) 継続企業の前提に関する注記

(訂正前)

また、当社は、株式会社大阪証券取引所より同所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等」の規程に基づき、平成19年12月及び平成20年7月の過去2回、「改善報告書」を提出しております。従って、当社は平成19年12月4日から5年以内に、株式会社大阪証券取引所が3度目の「改善報告書」の提出を求めることが必要と認めたときは、株券上場廃止基準に該当することになります。このため、当社は今後二度とこうした指摘を受けることがないよう、グループ全体で取り組んでおります。

(訂正後)

また、当社は、株式会社大阪証券取引所へ過去2回の改善報告書を提出しております。有価証券上場規程平成21年12月30日改正付則第2項に基づき、「当該規則施行日(平成21年12月30日)から過去5年以内に改善報告書を1回提出している場合は公表措置を、改善報告書を2回提出している場合は公表措置及び警告措置を講じているものとみなします」に該当し、株式会社大阪証券取引所から平成19年12月4日に公表措置、平成20年7月2日警告措置を受けたとみなされております。

従いまして、公表措置を受けたとみなされた日から起算して5年以内に「適時開示規則第2章(会社情報の適時開示等)」又は「企業行動規範に関する規則第2章(遵守すべき事項)」の規程に違反し、警告措置を受けた場合、株式会社大阪証券取引所の定める株券上場廃止基準に該当することになります。このため、当社は今後二度とこうした指摘を受けることがないよう、グループ全体で取り組んでおります。

以 上